

【プレスリリース】

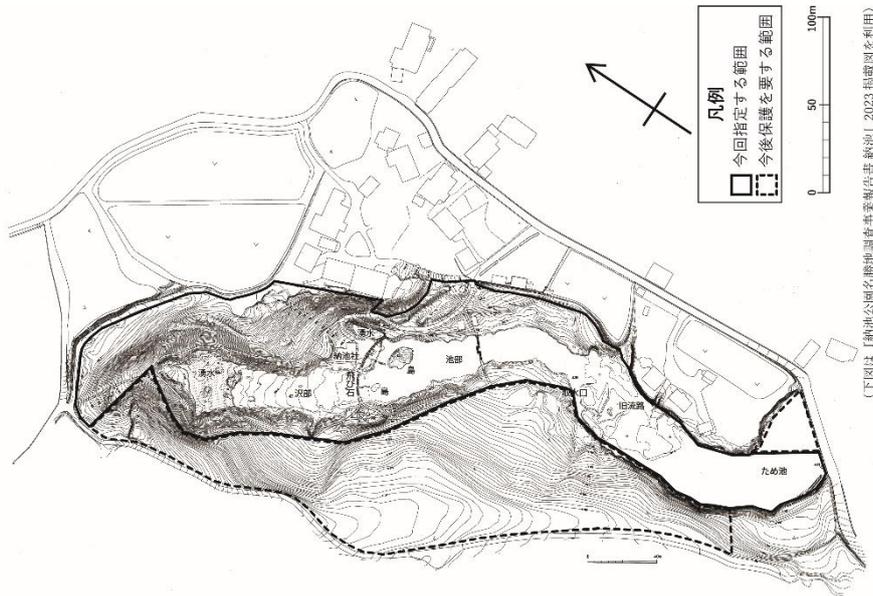
名勝『納池』、国指定名勝の指定について



令和6年12月20日

—近世以前から親しまれてきた湧泉の名勝地で、 明治6年太政官布達に基づく初期の公園—

国の文化審議会（会長 島谷弘幸）は、12月20日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、本市に所在する名勝『納池』の国指定名勝の新規指定について、文部科学大臣に答申しました。この結果、官報告示を経て、名勝「納池」は国指定名勝に指定される予定です。



「納池」(国指定名勝)

納池は、標高1,700m級の峰々が連なるくじゅう連山の南麓に広がる久住高原の南端部に位置する。久住高原には、それらの火山群を起源とする火砕流堆積物、軽石層、火山灰層などから成る火山麓扇状地が発達し、標高600～1,000mの緩斜面を成す裾野には湧泉や湿地が広く分布する。納池は、こうした火山麓扇状地末端からの湧泉によって形成された景勝地で古くから知られ、明治6年（1873）の公園設置に係る地所選択についての府県への太政官布達第16号にいち早く応じて、同年7月20日付けで直入郡桐迫村の保長らから大分県権令に申し出られた「人民游観之場所願」を受け、明治8年（1875）6月2日に公園として認可された。その敷地は、北西から南東に細長い谷戸の地形にあって、北端奥部から切り込む比高差10m余りの急斜面下に広がる緩斜面のそこそこから湧水を生じて沢を成し、その南に広がる池泉左岸の岬には、水の流れを司る水波能売命を祀った納池神社が鎮座する。池畔は古くから育まれてきた森厳なるスギ木立に囲まれ、清浄な池泉を中心とした風致景観に優れた基調を添えている。太政官布達に基づき初期に開設された公園の九州地方における事例として貴重で、日本公園史における学術上の価値が高く、湧泉に特徴付けられる風致景観は優れている。（文化庁評）

【問い合わせ先】 竹田市教育委員会まちづくり文化財課 電話:0974-63-4818